

講 演

幼稚園令並に同施行規則について

文部省普通學務局長 關 屋 龍 吉 君

此度幼稚園令の制定されましたに當りまして全國關係者の大會を催し、之を記念し重要事項の協議をするのは將來の發展を期する上に大きな意義あるものと思ふ。文部大臣も一場の挨拶を述べる筈であつたが公務の都合上今日はお出でありませんが何れ今期中にはお出で來られることと思ひます。

今日私に話せとの事ですから、制定の局にあたりました一人として少しく申述べてみます。先達て大阪へ出張した際、關係者三百人位が集まり、當局に一場の禮をいひたいとのことで、其時も簡単な挨拶をしたことがあります。今日は全國より集つてゐられること故、重複をも願みずそれらを申し上げます。私共は今度の幼稚園令制定が之程の歓迎を受けようとは思つてゐなかつた。吾々が何か新しいことをする度に、色々な希望が出たり、之を非難されたりするのみで他に未だ曾てこんなに禮をいはれたことはなかつた。吾々行政の局に當る者は敢へて褒められることを望んでどうするといふ譯はないが、褒め

られると又氣持は餘程違つて來ます。今回は各地でほめられてお禮をいつて呉れるが、實は私の方からお禮は申さねばならんと思つてゐる。

今回の改正は大したことはありません。主要なる點は小學校令の一部に宿かりしてゐたのが獨立せる新居を今度始めたといふのである。そこに本人には新しい家をもつた喜びがあるといふもので、又之は一方新しい家を生んだ所の古い家の喜びでもあり、ひいては社會全體の喜びでもあります。是迄隨分、家を新しくせよとの要求があつたもので、私は此職について二年にしかならぬが、それ以前にもその要求はあつたことと思ふ。其中でも、どうか早く獨立した幼稚園令を制定してくれと、茲に表彰された方々は手詰の談判迄せられたものだ。

幼稚園教育の目的は本會を見ればわかる様に、幼兒の心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養するにあるので、保育も又教育の一部又は延長である。之は最も大切なことで、若し小學校の教育が國民に缺くべからざるものとすれば、幼稚園の教育も亦國民に缺くべからざるものといはねばならぬ。所が幼稚園の發達は極めて遅々たるもので、創立以來五十年の歴史をもつに拘らず最近の調査では（大正十四年）稚幼園は全國に九三三で、其の扱つてゐる幼兒の數は八萬四千人に足らぬ。保姆の總數二九一三人となつてゐる。

小學教育が國民に缺くべからざるものである如く、幼稚園教育も亦國民に缺くべからざるものとして

。之を見れば此數は極めて少いのである。此點を考へねばならぬ。

何故におかれてゐるか、それは見方によつて違ふ處だが、私一個の考では其原因は次の諸點にあると思ふ。

一、經濟的見地、即ち幼稚園は一種の贅澤物である。其保育は家庭にやらせば事は足りる。月謝を出して幼稚園に出すなどは餘程餘力ある家庭ではなくては出来ることではない。幼稚園に通ふ子供の服装や辨當を見ても、それは上流以上の家庭の特有な贅物で中流以下の者は周知せぬことだといふのである。之は勿論誤つた見方ではあるが、實際家諸君には考へねばならぬ問題である。

二、保育の意義を理解せざりしこと、即ち心身の發達といひ善良なる性情といひ、要するに家庭教育の補充にすぎぬ、それは家庭でやればよいことだと、家庭を重く見た結果である。幼稚園にやると却つて悪い風をつけるもので、或部分に於ては家庭教育を破壊するものと考へる者も間々あることである。如何に完全なる家庭でも、十分に手が足り得るかといふことを第三者として考へてみるとそれは疑はしい。殊に家庭のみで幼児の教育は盡きるかといふ點は大いに考慮を要する所である。大衆の中に出る爲の教育は出来るだらうか。如何に家庭がよくても學校の必要はあり、又如何に家庭がよくても十全なる教育は出来ぬものである。子供の遊ぶことでも、其間に子供はいゝ習慣を作るのであつて、遊ぶことは幼時の全生活である。所がこの遊びを組み立てることが各家庭に於てなされ得ることだらうか。此に如

何なる人も幼稚園に出す必要がある。

かゝる非難にも、どこかに眞理は含まれてゐる。實際に當る者の忘れてはならぬ點である。

今度の新令では入園の年齢を低下して、従来託兒所でやつてゐたものをも含める様にしてある。世の中は次第に複雑になつて、幼兒をつれては専心職業の爲に働けない者も増してゐるので、之らに對しても幼稚園の趣旨を徹底せしめんが爲である。發布の目的は其の邊にもおいてゐる。

制定の眼目は只今いつた所でもわかる如く

一、一般に幼稚園を普及せしめる

二、保育の内容を改善するの二點である。

普及に關しては設置と設備のことが問題になるが、設置は、市町村なり學校組合、又は私人に於て地方長官の許可を得るので従來のものと變りはない。これには議論もあつたことだが、成るべく設置を奨励することにして、あまり強制はしないことにしてゐる。設備に關しても、普及を眼目とするのだから、簡單であつても許すといふ考で立案した。園兒の數一二〇人以下、特別の事情ある時は約二〇〇人とし、保姆一人の保育する幼兒を四〇人以下とした點も、餘り多きと思ふかも知れぬが普及を主眼にすれば之も止むを得ない。

次に年齢を低下した事ですが、此時は之れに必要な施設をして、三歳以上のものも入園せしめること

にしてゐる。今託兒所は二〇〇位あつて、其内容は殆んど全てが幼稚園と同じことをやつてゐる。託兒所と稱しながら實は幼稚園であつて、乳兒を預るのは二三しかない有様である。託兒所に託兒所の機能があるので、新令では可成完全にして従來託兒所として不完全にやつてゐたのを十分にやることにし、託兒所には、幼稚園ではやれぬ點につき其機能を發揮せしめることにした。

次に内容改善の方面では保育項目に觀察を新しく加へてある。元より今迄も觀察は行はれてゐたのだが今度では新に之を一項設けた點に留意されたい。今度の新令は普及を計るが爲に設備を簡略にする事に努めたが、内容改善は人の如何によること故、保姆の資格を高めることに心を用ひてゐる。全國二九一三人の保姆の中、有資格者が一七〇六人、無資格者が一二〇七人といふ割合になつてゐた。内譯してみると、師範學校附屬幼稚園では五三人の中、無資格者一名、市町村立のものでは一〇七七八人の中、有資格者八三五人、無資格者二四二人である。更に私立のものになると有資格者八一九人に對し、無資格者九六四人となつてゐる。斯くの如きは發達普及を計る上に非常に遺憾である。今回は其資格を高めるが爲に、園長は小學校本科正教員又は保姆の免許狀を有する者、若しくは教員免許狀を有する者と定めてある。保姆は保姆免許狀を得た者でなければならぬが、其資格を尋常小學校本科正教員以上とした。免許狀を得る爲には試験檢定、無試験檢定をうけるので施行規則を見ればよくわかることだが、尙有資格者のを超えざる程度にて代用保姆を入れ得ることに規定してある。四月以來、小學校教員と同じ

く判任官の待遇と改め保母の待遇も改めると共に資格向上についても注意を拂つてゐる。尙此迄從來してゐた保母の無資格者に對しては寛大なる規定にて之を資格者にする様、地方長官に通牒してゐる。細い規定は幼稚園令や施行規則を見ればわかることだから之位にしおきます。

今朝の或新聞の論説に「此大會は幼稚園史上一時代を劃すべき重大なる會合である。が只新令が制定されたことを喜ぶのみではないかぬ。如何に活用し、如何に充實せしめるかについて考究する必要はないか。徒らに喜びさはぐ時でなく十分なる考慮を拂ひたし」といふ主張を掲げてあつたが、全く私のいはんとする處も之である。

新令の發布がフレーベルの誕生記念日に當つたといふことも誠に、思へば不思議である。當事者諸君から今度の新令は丁度フレーベルの誕生日に出してくれたのも有りがたいといはれたことだが、吾々は一向、フレーベルの誕生が何日だかも知らずにやつたことが、偶然にも其日に當つてゐたといふことは故人の引き合せとでもいふべきで、極めて因縁深いことを思ひます。どうぞ益々研究されて本令が無駄になりませぬ様、皆様の後繼者の指導をも十分して下さる様お願します、私は此邊で御免蒙ります。